

日野町地域総合センター（日野文化会館・日野町教育集会所）は、その役割を終え、閉館しました

日野文化会館（昭和37年開館）と日野町教育集会所（昭和50年併設）は、その役割を終え、本年3月31日をもって閉館しました。両施設は、地域総合センターとして、同和問題の解決のため積極的な役割を果たしてきました。全国的にも先進的な取り組みの中心であった地域総合センターのこれまでのおゆみを振り返ります。

「ここある町民のみなさんを信頼し、同じ町民として、同じ施策の中で苦楽を共にしていく決意です。」（抜粋）という平成3年11月24日の地元主催の環境改善事業完了祭における「町民へのアピール」は、平成6年の「改良住宅譲渡にあたっての訴えと私たちの決意」とともに、町民をはじめ全国に大きな感動を呼びました。同時に、日野町の同和行政における先進的な取り組みは、全国的にも高い評価を受けました。

これらの取り組みの拠点となった日野文化会館は、昭和37年に隣保館として開館以来、地域住民の生活の改善と人権意識の向上を図るための各種事業に取り組んでき

ました。また、昭和50年には社会教育の振興と教育文化の向上を図るための施設として日野町教育集会所が併設されました。その後、両施設は日野町地域総合センターとして、同和对策事業をはじめ、福祉や教育問題など地域とともに様々な取り組みを進め、同和問題の解決に大きな役割を果たしてきました。

平成元年からは、自治会と地域総合センターが協力して「四季を楽しむ郷づくり事業」に取り組み、地域住民が一体となった新しいまちづくりが始まりました。そして、平成4年4月には自治会を5つの区に分け、各区において自主的な活動が進められ、今日に至って



日野町教育集会所



日野文化会館

日野町同和行政に係る 主なあゆみ

- ◆昭和37年
 - ・9月に日野文化会館が開館
- ◆昭和44年
 - ・同和对策事業特別措置法が施行（10か年）
- ◆昭和46年
 - ・日野町役場に同和对策課を設置
 - ・日野町同和对策長期計画を策定
 - ・住環境整備事業をはじめとする各事業に着手（～平成2年度までの間）
- ◆昭和50年
 - ・文化会館敷地内に日野町教育集会所を併設
 - ・「会館だより」発刊
- ◆昭和52年
 - ・地域総合センターに位置づけられる
- ◆昭和54年
 - ・同和对策事業特別措置法3年延長
- ◆昭和57年
 - ・地域改善特別措置法が施行（5か年）
- ◆昭和62年
 - ・共同浴場廃止（73年間の歴史に幕を閉じる）
 - ・地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地对財特法）が施行（5か年）



地区の文化祭



環境改善事業完了記念祭（平成3年）

ます。

また、このような取り組みと並行して同和行政の終結をめざす取り組みも進められてきました。平成3年3月には日野町同和推進協議会からの「法失効後における同和施策について」の答申がなされ、平成7年には日野町同和問題行政懇談会による「中間具申」および平成9年には「同和行政完結に向かって」の具申がなされました。

平成8年には日野文化会館問題地域内検討委員会から「日野文化会館問題について（結論）」としての提言が出され、いずれも同和对策としての役割はほぼ終えたものとして業務の終結をめざす内容でした。

そして、地域総合センターは、今日までの地域の取り組みやこれらの経緯を踏まえて同和行政の総仕上げとして、平成18年度をもって閉館することとなりました。

「閉館」にあたっては、法の延長が繰り返されたことや町の取り組みが遅れたことなどにより、今日まで時間を要することになりましたが、役員さんをはじめ、地域の皆さんが熱心に議論をされた結果、閉館できましたことは大変意義深いものであり、改めて感謝いたします。

同和問題について、全国的にも



地域交流の一環として開催されている「ふれあいスポーツ大会」



平成元年から取り組まれている「四季を楽しむ郷づくり事業」

様々な課題が残る中、日野町のこれまでの取り組みに確信を持って今後のまちづくりに活かしていきたいと考えています。

◆平成元年

- ・ 創意と工夫の郷づくりとして「四季を楽しむ郷づくり事業」がはじまる
- ・ 地域内に植樹3,000本 花いっぱい運動が広がる

◆平成3年

- ・ 共同浴場跡地にコミュニティ広場完成 記念碑を建立（自由 人権 平和）

◆平成4年

- ・ 地元で環境改善事業完了記念祭を実施
- ・ 同和对策課を廃止
- ・ 自治会を5つの区に分け、新たに5自治会がスタート

◆平成6年

- ・ 「会館だより」の名称を「つづこえ」に変更
- ・ 地対財特法5年延長
- ・ 改良住宅譲渡が実現

◆平成8年

- ・ 地元で改良住宅譲渡完了記念祭を開催
- ・ 地元の日野文化会館問題地域内検討委員会から「日野文化会館問題について（結論）」を町長に提言

◆平成9年

- ・ 地対財特法の一部を改正する法律が施行（5か年）

◆平成12年

- ・ 「つづこえ」300号発行

◆平成14年

- ・ 地対財特法が3月31日に失効（33年間にわたる特別法が失効）
- ・ 日野文化会館開館40周年

◆平成19年

- ・ 日野町地域総合センター（日野文化会館・日野町教育集会所）が、3月31日をもって幕を閉じる